

第11章 用地・管理

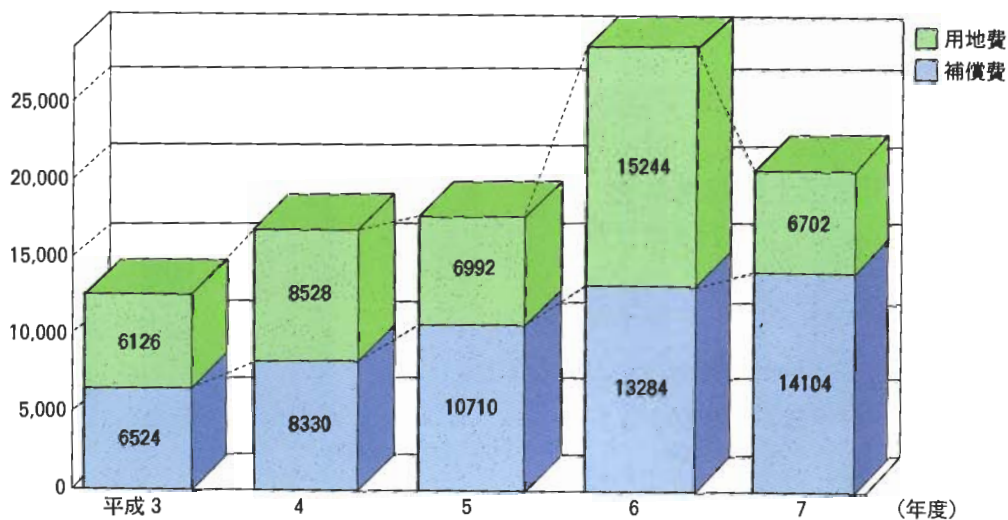
第1節 公共用地取得

土木部所管の公共事業を施行するため必要となる土地の取得に伴う損失補償に関する指導及び損失補償基準に関する事務を行っています。

1 用地補償費の推移

◆用地補償費の推移

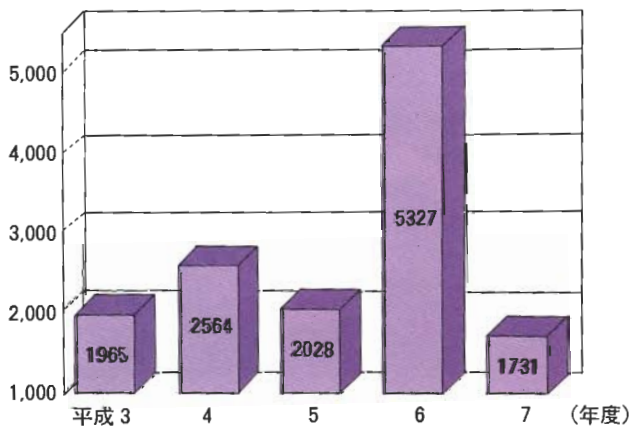
(単位：百万円)



2 用地取得面積及び登記処理の推移

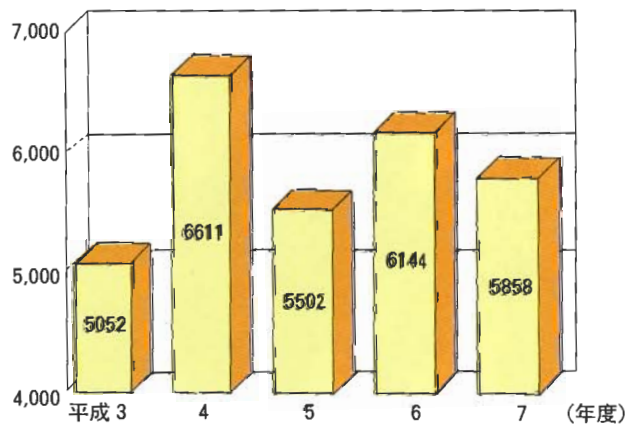
◆用地取得面積の推移

(単位：千㎡)



◆登記処理の推移

(単位：筆)



第2節 行政代執行

高速自動車国道東北横断自動車道遠野秋田線新設工事（秋田南IC～秋田北IC間）に関し、平成7年度、起業者日本道路公団から知事に対し代執行の請求があった秋田市柳田地区及び秋田市添川地区の土地収用事件については、代執行令書の通知に従い、次により代執行を実行しました。

土地収用法に基づく行政代執行は、秋田県では初めてのことです。

1 秋田市柳田地区土地収用事件

(1) 期 日 平成8年3月4日（月）～5日（火）

(2) 対象物件

- ① 所 在 秋田市柳田字石神98番地1、墓地、18.54㎡
 " 98番地2、墓地、368.82㎡
- ② 物 件 墓石8基（27個）、遺体33体（土葬30体、火葬3体）

2 秋田市添川地区土地収用事件

(1) 期 日 平成8年4月8日（月）～9日（火）

(2) 対象物件

- ① 所 在 秋田市添川字添川71番4及び5
- ② 物 件 立木、小屋、工作物

3 代執行作業の概要

県庁前集合～現地整列～代執行開始宣言（執行責任者）～作業開始（物件確認、撮影、整理番号付与、解体、掘削、搬出）～執行物件確認（執行責任者、立会人（秋田市職員）署名）～代執行終了宣言～公団に土地引渡し



代執行開始宣言



移送の作業状況

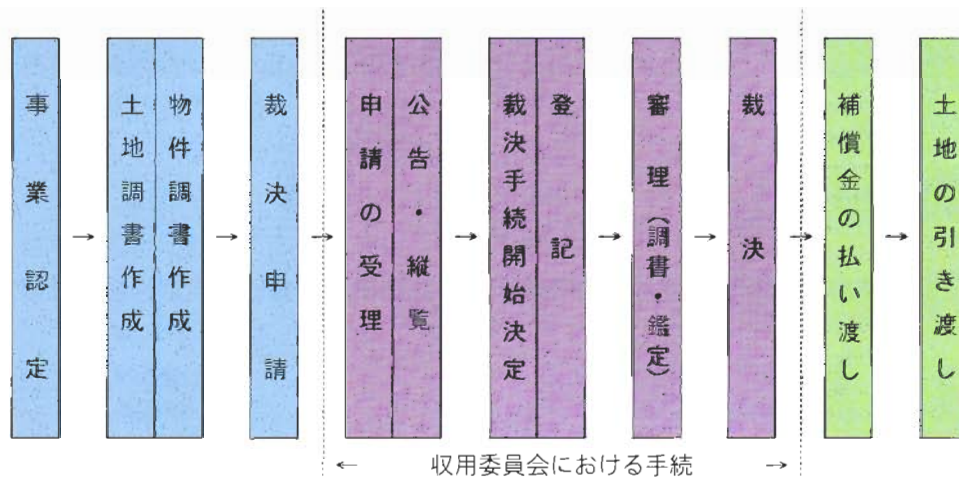
第3節 土地収用

1 土地収用法の手続きの概要

道路、鉄道、河川、公園などの公共の事業のために土地が必要となった場合、通常は、事業の施行者（起業者）が土地所有者と話し合っ、土地売買契約により土地を取得します。しかし、補償金の額などで合意ができなかった場合、起業者は土地収用法の規定に基づいて、収用委員会に対して収用の裁決を申請することができます。

収用委員会では、審理において起業者や土地所有者の主張を聞き、鑑定や調査を行い、収用する土地の範囲、補償金の額などについて裁決します。

この裁決により、補償金の支払いを経て、土地の引き渡しが行われることとなりますが、土地の引き渡しが行われない場合は、行政代執行の手続きに移行します。



2 裁決等の状況

収用委員会における裁決等の状況は次のとおりです。

区分	申請・申立	裁決	和解	取下げ	繰越
平成3年度	4	0	0	0	4
4	8	8	0	0	4
5	2	4	0	0	2
6	6	4	0	0	4
7	6	4	0	2	4

3 事業認定について

収用委員会に裁決申請する前段階として、事業認定を受ける必要があります。

処分の機関別の事業認定の状況は次のとおりです。

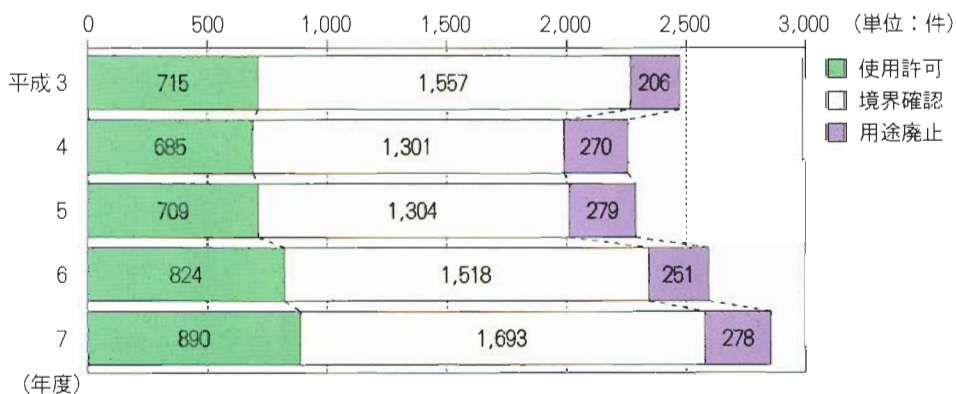
区分	建設大臣	県知事	計
平成3年度	2	22	24
4	4	14	18
5	1	24	25
6	2	13	15
7	3	19	22

第4節 管 理

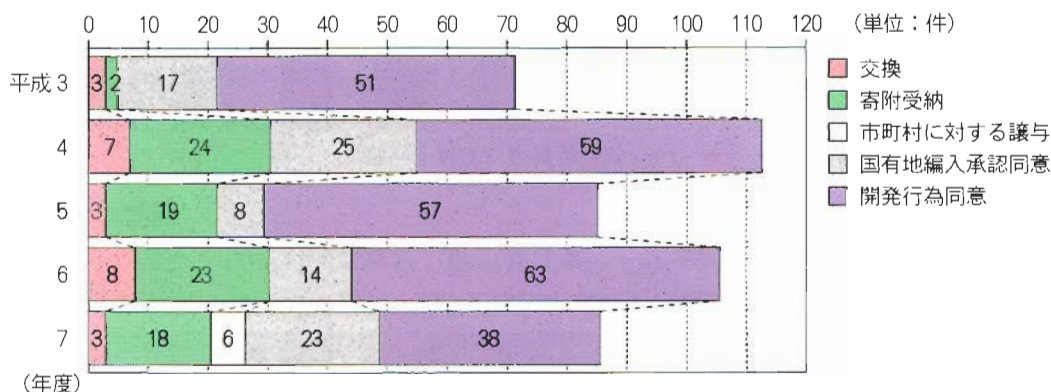
1 建設省所管公共用財産の管理・処分

建設省所管公共用財産のうち、道路法の適用を受けない道路、河川法の適用又は準用を受けない河川、漁港法、港湾法又は海岸法の適用を受けない海浜地及び池沼、水路等のいわゆる法定外公共用財産の管理及び処分事務で、国から事務委任を受けて行っています。

(1) 使用許可、境界確認、用途廃止件数の推移



(2) 交換、寄附受納、市町村に対する譲与、国有地編入承認同意、開発行為同意件数の推移



2 廃道、廃川敷地の管理・処分

一般国道、県道及び市町村道並びに一級河川、二級河川及び準用河川が区域変更等によって廃止され公共用財産として存置する必要がなくなった場合に、当該道路、河川の管理費用を負担した地方公共団体（県、市町村）に対してその廃道廃川敷地を譲与する事務で、国から事務委任を受けて行っています。

また、国から譲与を受けて県有財産となった廃道廃川敷地を処分する事務も行っています。

(1) 地方公共団体（県、市町村）に対する譲与、県有財産処分件数の推移

